**令和８年４月開始**

**横浜市私立幼稚園**

**２歳児受入れ推進事業**

募 集 要 項

募集期間：令和７年５月26日(月)から６月30日(月)まで

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係電話 045－671－2085（直通）FAX 045－664－5479電子メールアドレス　kd-2saiji@city.yokohama.lg.jp　 |

**≪　目　次　≫**

１　事業の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　募集概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　開設準備・運営に当たっての諸条件・・・・・・・・・４～５

４　選定スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・５

５　申請方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・６～８

**１　事業の趣旨・目的**

私立幼稚園において、長時間保育を必要とする２歳児を受け入れることにより、多様な保育ニーズに応え、待機児童対策を推進します。

２歳児から小学校入学までを同一の園で過ごせることで、安定した環境の中で、子どもの育ちに応じた保育・教育を提供することを目的とします。

**２　募集概要**

令和８年４月から保育が必要な２歳児を受け入れる幼稚園を５園程度募集します。

（１）募集期間

　　　　 令和７年５月26日(月)から６月30日(月)まで

※申請される場合は必ず、事前相談の申込をしてください。

詳細は、５（１）をご参照ください。

（２）募集予定数

令和８年４月開始　５園程度

応募多数の場合、予算の範囲内において認定の可否を判断します。

（３）事業内容

（詳細は、別記「３　開設準備・運営に当たっての諸条件」をご参照ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象児童 | ２歳児（２歳の誕生日を迎えた時点で対象）のうち、保育が必要であると認定を受けた本市在住児童 |
| 保育時間 | 午前９時から午後２時までを含み、８時間又は11時間 |
| 受入数等 | クラス編成を行い、７人以上12人以下 |
| 設備等 | ２歳児保育に必要な設備を有すること |
| 事業開始時期 | 令和８年４月から |

（４）応募条件

|  |
| --- |
| ア　事業者の条件横浜市内で認可幼稚園を設置運営している法人、個人であって、すでに「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」を実施している又は実施する見込みであるもの応募する時点で満３歳児クラスを実施していることイ 実施場所の条件　 横浜市内に設置されている認可の私立幼稚園 |

**３　開設準備・運営に当たっての諸条件**

（１）事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 対象児童 | 横浜市に居住する２歳児（２歳の誕生日を迎えた時点で対象）のうち、保育が必要であると認定を受けた本市在住児童ただし、３歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受入れも可 |
| 保育時間 | 午前９時から午後２時までを含み、８時間又は11時間 |
| 開所日数 | 年間を通じて月曜日から土曜日までの実施とする。（私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）を実施する場合、原則として同等）ただし、土曜日の開所は保護者のニーズに応じて実施しないことも可とする。休園日は、日曜日、祝日、休日及び12月29日から１月３日までとするほか、土曜日の開所を行わない場合は夏休み期間中に最大５日間の休園が可能。 |
| 受入数等 | ７人以上12人以下（２歳児単独でクラス編成） |
| 利用者との契約方法 | 利用者との直接契約定員を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受入れを行うこと |
| 保育の内容 | 保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領等、「幼稚園を活用した子育て支援としての２歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年３月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、２歳児の発達特性を踏まえた保育を行うように留意すること |
| 給食 | 給食の提供を必須としない提供する場合は、自園調理は必須としない外部搬入の場合、調理室は不要保存、加熱のため冷蔵庫、電子レンジ等の最低限の設備は必要 |
| 職員資格 | 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）ただし、保育士は常時１人以上配置職員の２分の１以上は、保育士 |
| 職員配置基準 | 児童６人に対して職員１人※上記配置基準により算出される必要教員数が１人の場合でも常時２人以上配置することただし、必要教員数が１人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は１人で可障害児など個別に支援を必要とする児童の場合、児童３人に対して職員1人以上 |
| 利用者負担（利用料） | 児童1人当たり月額上限額は、保育時間８時間で月57,200円、保育時間11時間で月58,100円とし、園が決定 |

＜留意事項＞

・２歳児受入れ推進事業は、認定こども園は実施することができません。そのため、２歳児受入れ推進事業実施園は、今後、０～２歳の受入れを行わない幼稚園型認定こども園に移行することができなくなりますので予めご了承ください。

・幼保連携型認定こども園へ移行することは可能です。ただし、移行時の園舎の建て替えの際、開設準備費補助を使用して整備した設備等を取り壊す場合は、補助金の返還が必要となることがありますのでご注意ください。

（２）補助内容（運営費補助、個別支援補助ともに一人当たり月額）

|  |  |
| --- | --- |
| 開設準備費（事業開始前年度） | 当該事業の開設に必要な施設整備や備品購入の費用として、１園当たり700万円まで※なお、校地校舎（園地園舎）の変更等の計画については、あらかじめ、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課に相談してください。面接審査までに、相談結果について確認をさせていただきます。 |
| 運営費補助（※１) | 経常費補助額 | 実施類型利用時間 | 給食実施あり（自園または連携施設からの搬入） | 給食実施あり（外部搬入） | 給食実施なし |
| ８時間利用 |  96,870円 | 85,400円 | 77,400円 |
| 11時間利用 |  100,780円 | 88,820円 | 80,820円 |
| 登園時の持ち物負担軽減費 | 対象児童の保護者がおむつの持参を行わないことに繋がる取組(A) | 対象児童の保護者がおむつ以外の物品の持参を行わないことに繋がる取組(B) |
| 1,000円 | 500円 |
| オムツ処分費 | オムツ処分にかかる費用を助成（実施年度より別途通知） |
| 多子軽減補助 | 第２子 | 第３子以降 |
| 各園が定める利用料のうち1/2の額 | 各園が定める利用料の全額 |
| 個別支援補助 | ８時間利用 | 91,400円 |
| 11時間利用 | 125,700円 |

※１　時間数は開所時間の範囲内で、利用児童の教育・保育給付認定区分の保育必要量です。

※２　給食の提供は本事業の利用者に対してであり、在籍児童についてではありません。

**４　選定スケジュールについて**

・市立保育所の見学会

（6月２日～６月20日）

・事前相談の実施

（５月26日～６月20日）

・実施予定場所等の

実地調査

（７月４日(金)まで）

|  |  |
| --- | --- |
| スケジュール | 手続等 |
| ５月26日(月) | 募集要項の公表・申請受付開始 |
| ６月30日(月)　 | 申請書類一式　提出締切 |
| ８月８日（金) | 面接審査 |
| ９月上旬(予定） | 審査会　※園の出席は不要です |
| 10月(予定） | 結果通知 |

（１）事前相談について

**５　申請方法等について**

申請される場合は必ず、申請前に事前相談をお願いします。

事前相談は申込が必要です。メールで申込受付をしますので、別添の「事前相談申込書」を次のメールアドレスまでご提出ください。日程調整後、改めてご連絡します。

提出先メールアドレス：kd-2saiji@city.yokohama.lg.jp

【期間】令和７年５月26日(月)から６月20日(金)まで

　　　※事前相談においては、「３　開設準備・運営に当たっての諸条件」を満たすかどうか、事業を実施した場合に

利用が見込まれるかどうか等を確認させていただきます。

（２）申請について

|  |  |
| --- | --- |
| 申請方法 | メールにて提出してください提出先：kd-2saij＠city.yokohama.lg.jp |
| 締切日時 | 令和７年６月30日（月）消印有効 |
| 提出先 | 【住所】〒231-0005　横浜市中区本町6丁目50番地の10横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係【電話】045-671-2085（直通） |
| 提出部数　 | １部1. 認定申請書
2. 【別紙１】事業計画書
3. 【別紙２】添付書類一覧（確認表）

④　添付書類※例年提出漏れが見られます。不備があると受理、審査できない場合がありますので、十分に確認の上、提出してください。 |

|  |
| --- |
| ・本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。・申請内容を後日確認させていただくことがあります。・提出書類の著作権の帰属提出書類の著作権は申請者に帰属します。　ただし、本市は提出書類を選定関係資料として一般に閲覧に供する等公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。・申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。・本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外での目的で使用することを禁じます。また、この検討用の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、内容を提示させたりすることを禁じます。 |

（３）市立保育所見学会について

　２歳児を受け入れるにあたり乳児保育の理解を深めていただくため、市立保育所の見学会を実施します。

　 申請される園は、必ずご参加ください。

　ア　実施日時・場所

　　　　　6月２日(月)から6月20日(金)　までのうち、１時間程度

　　　　　できるだけ園の近隣の保育所で実施します。

　　　イ　対象者

　　　　　園長及び２歳児保育責任者（副園長ほか）

　　　ウ　内容

　　　　　２歳児クラス等の保育の見学、質疑応答

　　　エ　申込方法

　　　　　個別に日程を調整しますので、別紙「見学会申込書」をご提出ください。

（４）実地調査について

本市職員が、面接前に実施予定場所等の実地調査を行います。

実地調査の日程については、事前相談後にご連絡します。

　　　ア　実施日時

　　　　　５月26日(月)から７月４日(金)までのうち、１時間程度

　　　イ　訪問人数

　　　　　２～３人程度

　　　ウ　その他

　　　　　簡単に園内、実施場所についてご案内くださいますようお願いします。

　　　　　また、園内外を写真撮影しますので、ご了承ください。（審査資料以外の目的では、使用しません。）

（５）面接審査について

ア　日時（予定）

　　　　８月８日（金）午前中を予定　１園あたり30分程度

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

時間はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ　場所　横浜市役所内の会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

ウ　出席者

　　　　 ・法人理事長または園長1人【必須】

　　　　 ・２歳児保育責任者1人　　【必須】

エ　面接の内容について

・事業計画書に記載された内容について

・２歳児保育に対する考えや運営に関すること

（６）実施園の決定について

外部委員で構成される審査会において、審査し、適否を市長が決定します。

ア　評価について

審査にあたっては、次の項目を評価します。評価細目は例示です。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価細目 |
| １　事業概要 | ・待機児童対策への効果 |
| ２　運営状況 | ・既存園の預かり保育実施状況・アレルギー食対応 |
| ３　事業計画（ハード面） | ・保育環境（トイレ、手洗い設備等）・避難の体制確保 |
| ４　事業計画（ソフト面） | ・保育従事者の状況、人材確保等・安全対策 |
| ５　面接審査 | ・２歳児保育の理解等・安全対策、事故対応等 |

イ　評価

　・申請者の提出書類等及び面接で評価します。

・応募多数で選考になった場合

　　選考基準を全て満たし、かつ最終点数の高い申請者から順に認定します。認定数をまたがって同点となった場

合のみ、委員の多数決により実施園を決定します。票数が同数の場合は、委員長の判断により決定します。

　・評点が最低評価得点に達してない場合

　　選定委員が採点した評価の合計が６割に達していない申請者については、選定しません。

・最終点数は公表しません。

（７）その他

・申請した２歳児保育責任者を園の事情により変更することは原則、認めません。

・今回申請していただく「申請書類等」は返却いたしません。（本事業以外の目的では使用しません。）

・審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。

・本市の情報公開制度に基づき、応募者が市に提出した書類及び審査結果等（個人情報及び内部管理情報等を除く。）を公開する場合があります。

・「開設準備・運営に当たっての諸条件」以外にも、審査会での決定後、いくつかの条件を追加することがあります

ので、あらかじめご了承ください。昨年度は、園内研究・研修サポーターの受入れや、市が指定する乳児保育に関する研修受講、市立保育所での保育見学および体験を追加条件としました。

・補助金の交付を受けて整備した設備を取り壊したり廃棄したりする場合、経過年数によっては補助金の返還等

の条件を付されることがあります。園舎の建て替えを検討されている場合はご注意ください。

・横浜市補助金の交付に関する規則第19条各号（※）に該当するときは、補助金の交付の全部または一部

を取り消すことがあります。

※偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

※補助金等を他の用途へ使用したとき。

※補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

※その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。